

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中西印刷株式会社  
電話 (075) 441-3155

## 目 次

規 則	ページ
○職員に対する児童手当等の支給に関する事務取扱規則の一部を改正する規則 (職員総務課)	965
告 示	
○令和3年度3・4月自衛官の募集 (自治振興課)	〃
○落札者の決定 (情報政策課)	967
○随意契約の相手方の決定 ( 〃 )	〃
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (乙訓保健所、山城北保健所)	〃
○公共測量の終了 (用地課)	968
○道路の区域変更 (山城南土木事務所)	〃
○道路の供用開始 ( 〃 )	〃
○急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)	969
公 告	
○令和2年度情報公開制度の運用状況 (政策法務課)	〃

○令和2年度個人情報保護制度の運用状況 (政策法務課)	970
○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出 (丹後広域振興局)	972
○土地改良区役員の就退任届 (農村振興課)	973
○土地改良区役員の退任届 ( 〃 )	〃
○保安林の指定施業要件の変更の通知の公告 (南丹広域振興局)	974
○都市計画法に基づく工事完了 (山城北土木事務所)	〃

### 教育委員会

○京都府教育委員会地方機関等処務規程等の一部を改正する訓令	〃
○落札者の決定	〃

### 人事委員会

○職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則	975
------------------------------	-----

## 規 則

職員に対する児童手当等の支給に関する事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第40号

職員に対する児童手当等の支給に関する事務取扱

### 規則の一部を改正する規則

職員に対する児童手当等の支給に関する事務取扱規則(昭和46年京都府規則第51号)の一部を次のように改正する。

第3条中「附則第2条第3項」を「附則第2条第4項」に改める。

### 附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

## 告 示

京都府告示第691号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定による令和3年度3・4月自衛

官（自衛官候補生）の応募資格、受付期間、試験期日、試験場等は、次のとおりである。

令和3年12月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 応募資格

採用予定月の1日現在において18歳以上33歳未満の日本国籍を有する者（ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の1日から起算して3月に達する日の翌月の末日現在、33歳に達していない者に限る。）で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条に定める欠格条項に該当しないもの

2 受付場所

(1) 自衛隊各駐屯地及び基地

(2) 次に掲げる場所

- ア 自衛隊京都地方協力本部 京都市中京区西ノ京笠殿町38  
(電話 (075) 803-0820)  
URL <https://www.mod.go.jp/pco/kyoto/>  
Email [recruit1-kyoto@pco.mod.go.jp](mailto:recruit1-kyoto@pco.mod.go.jp)
- イ 京都募集案内所 京都市下京区烏丸通六条上る北町181（第5キョートビル1F）  
(電話 (075) 361-5587)
- ウ 河原町募集案内所 京都市上京区河原町通丸太町下る伊勢屋町412（シエモア河原町1F）  
(電話 (075) 221-3266)
- エ 福知山地域事務所 福知山市駅前町9（春風堂ビル1F）  
(電話 (0773) 23-0416)
- オ 舞鶴地域事務所 舞鶴市余部下1190  
(電話 (0773) 63-3272)
- カ 宇治地域事務所 宇治市広野町西裏71の5（S.C OKUBOビル202号室）  
(電話 (0774) 44-7139)
- キ 亀岡募集案内所 亀岡市古世町西内坪34の26  
(電話 (0771) 24-4170)
- ク 京丹後地域事務所 京丹後市大宮町周枳1975（ミックビル1F）  
(電話 (0772) 64-2498)

3 試験科目

筆記試験（国語、数学、地理、歴史及び公民）、作文、適性検査、口述試験及び身体検査

4 試験期日・受付期間及び試験場

試験期日・受付期間及び試験会場 ※1

方式	受付期間※2	筆記試験期日 (任意の1日)	筆記試験会場	口述試験・ 身体検査期日	口述試験・身体検査会場
WEB方式	令和4年1月11日 (火)まで(必着)	令和4年1月22日 (土)	任意の場所	令和4年1月30日 (日)	海上自衛隊舞鶴地方総監部（舞鶴市余部下1190） 陸上自衛隊宇治駐屯地（宇治市五ヶ庄）
	令和4年1月20日 (木)まで(必着)	令和4年1月30日 (日)		令和4年2月5日 (土)	陸上自衛隊宇治駐屯地（宇治市五ヶ庄）
記述方式	令和4年1月11日 (火)まで(必着)	令和4年1月30日 (日)	海上自衛隊舞鶴地方総監部（舞鶴市余部下1190） 陸上自衛隊宇治駐屯地（宇治市五ヶ庄）	令和4年1月30日 (日)	海上自衛隊舞鶴地方総監部（舞鶴市余部下1190） 陸上自衛隊宇治駐屯地（宇治市五ヶ庄）
	令和4年1月30日 (日)まで(必着)	令和4年2月5日 (土)	陸上自衛隊宇治駐屯地（宇治市五ヶ庄）	令和4年2月5日 (土)	陸上自衛隊宇治駐屯地（宇治市五ヶ庄）

※1 試験日等は、新型コロナウイルス感染症の状況により変更となる可能性があるため、詳細については自衛隊京都地方協力

本部に問い合わせること。

※2 インターネット申込みの場合は、受付期間期日の午後5時まで（必着）

- 5 採用予定月  
採用予定通知書により通知する。
- 6 問合せ先  
自衛隊京都地方協力本部  
京都市中京区西ノ京笠殿町38  
(電話 (075) 803-0820)



#### 京都府告示第692号

落札者を次のとおり決定した。

令和3年12月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 業務の名称及び数量  
テレワーク環境整備業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
京都府政策企画部情報政策課  
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- 3 落札決定日  
令和3年11月29日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社大塚商会京都支店  
京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地1
- 5 落札金額  
175,780,000円
- 6 契約の方法  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
令和3年10月15日



#### 京都府告示第693号

随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和3年12月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 業務の名称及び数量  
京都自治体情報セキュリティクラウド移行業務委託一式
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
京都府政策企画部情報政策課  
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- 3 契約日  
令和3年11月1日
- 4 契約の相手方の名称及び住所  
西日本電信電話株式会社京都支店  
京都市中京区烏丸通三条上る場之町604
- 5 契約金額  
122,155,000円
- 6 契約の方法  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号



#### 京都府告示第694号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

令和3年12月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

	形質変更時要届出区域として指定する区域	土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項又は第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称
1	乙訓郡大山崎町字下植野小字山王前30の4、大条10、菖蒲原1の1、上古17及び北細池1の一部（次の図に示す部分に限る。）	六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
2	宇治市宇治樋ノ尻31の3の一部、31の9の一部、31の10の一部、39の5の一部（次の図に示す部分に限る。）	鉛及びその化合物

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府保健所（1の区域にあつては京都府乙訓保健所、2の区域にあつては京都府山城北保健所）及び京都府府民環境部環境管理課において縦覧に供する。）



京都府告示第695号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和3年京都府告示第606号）が令和3年12月7日終了した旨測量計画機関の長である京都府丹後土木事務所長から通知があつた。

令和3年12月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域

京丹後市網野町島津地内

木津川市鹿背山当田49の1地先から	後	最小 5.0	55.3
木津川市鹿背山当田45の1を経て		最大 19.0	
木津川市鹿背山鹿口10まで			
木津川市鹿背山当田49の1地先から	後	最小 5.8	98.1
木津川市鹿背山当田48の3地先を経て		最大 8.2	
木津川市鹿背山鹿口10まで			

4 縦覧場所 京都府山城南土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第696号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和3年12月28日から令和4年1月11日まで縦覧に供する。

令和3年12月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 木津加茂線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
木津川市鹿背山当田49の1地先から	前		m	工事に伴う仮設道の設置
木津川市鹿背山当田45の1を経て		最小 5.0	55.3	
木津川市鹿背山鹿口10まで		最大 19.0		

京都府告示第697号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和3年12月28日から令和4年1月11日まで縦覧に供する。

令和3年12月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 木津加茂線
- 3 供用開始の区間及び予定日

区 間	予 定 日
木津川市鹿背山当田49の1地先から 木津川市鹿背山当田48の3地先を経て 木津川市鹿背山鹿口10まで	令和4年1月6日

4 縦覧場所 京都府山城南土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第698号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図面は、京都府建設交通部砂防課及び京都府丹後土木事務所において縦覧に供する。

令和3年12月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
小田宿野Ⅱ急傾斜地崩壊危険区域

- 2 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から16号までを順次結んだ線及び標柱1号と16号を結んだ線によって囲まれた土地の区域

所在地	標柱
官津市字小田宿野小字志丹畑970	1号
〃 〃 〃 小字大才垣ノ内権三山10504の1	2号及び3号
〃 〃 〃 〃 10505	4号
〃 〃 〃 小字鮎見山10511	5号
〃 〃 〃 〃 10513	6号
〃 〃 〃 〃 10514	7号
〃 〃 〃 〃 10524の1	8号、9号及び11号
〃 〃 〃 小字日比座古1612	10号
〃 〃 〃 1000	12号
〃 〃 〃 997	13号
〃 〃 〃 993の1地先道路敷	14号
〃 〃 〃 936の13地先道路敷	15号
〃 〃 〃 小字志丹畑978	16号

公 告

京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第28条の規定により、令和2年度における制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和3年12月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 公開請求の件数及び処理の状況

単位：件

実施機関	請求件数	処 理 の 状 況							計	取下げ
		公 開			非 公 開					
		全部公開	部分公開	全部非公開	公開請求拒否	不存在等				
知 事	29,335	29,155	25,661	3,494	36	8	122	29,321	14	
議 会	2	2	2	0	0	0	0	2	0	
教 育 委 員 会	897	882	814	68	0	6	7	895	2	
選 挙 管 理 委 員 会	30	15	7	8	0	0	14	29	1	
人 事 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
監 査 委 員	1	0	0	0	1	0	0	1	0	

公 安 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警 察 本 部 長	1,689	1,518	1,080	438	5	3	160	1,686	3
労 働 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収 用 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知 事（公 営 企 業）	606	606	605	1	0	0	0	606	0
京 都 府 公 立 大 学 法 人	11	10	2	8	1	0	0	11	0
京 都 府 住 宅 供 給 公 社	188	187	183	4	1	0	0	188	0
京 都 府 道 路 公 社	217	216	216	0	0	0	0	216	1
京 都 府 土 地 開 発 公 社	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	32,976	32,591	28,570	4,021	44	17	303	32,955	21

注 「請求件数」とは、条例第4条の規定により公開請求のあったもののうち、令和2年度中に実施機関が決定を行ったもの及び取り下げられたものの件数（合計）をいう。

2 不服申立ての状況等

(1) 不服申立ての件数

単位：件

区 分	件 数
前年度からの繰越し A	73
新規申立て B	26
年度中終了 C	7
次年度への繰越し (A+B-C)	92

(2) 令和2年度における処理の状況 ((1)のCの内訳)

単位：件

却 下	棄 却	一部認容	認 容	取下げ	計
1	0	0	0	6	7

3 情報提供の状況

区 分	状 況
情 報 提 供 の 件 数	18,598件
利 用 者 数	3,947人

注 1 「情報提供の件数」とは、府民総合案内・相談センター（本庁）、総合案内・相談コーナー（各広域振興局）及び警察本部情報公開室における情報提供の件数（合計）をいう。

2 「利用者数」とは、府民総合案内・相談センター及び警察本部情報公開室の利用者数をいう。



京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第39条の規定により、令和2年度における制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和3年12月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 開示請求の件数及び処理の状況

単位：件

実 施 機 関	開示請求 件 数	処 理 の 状 況					取下げ
		開 示		不 開 示	計		
		全部開示	一部開示				
知 事	176	141	112	29	35	176	0
教 育 委 員 会	173	163	79	84	5	168	5
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
人 事 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0
公 安 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
警 察 本 部 長	665	643	51	592	21	664	1
労 働 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
収 用 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
知 事（公 営 企 業）	0	0	0	0	0	0	0
京 都 府 公 立 大 学 法 人	154	142	86	56	12	154	0
合 計	1,168	1,089	328	761	73	1,162	6

- 注 1 「開示請求件数」とは、条例第12条の規定により開示請求のあったもののうち、令和2年度中に実施機関が決定を行ったもの及び取り下げられたものの件数（合計）をいう。
- 2 「不開示」は、個人情報の不存在等の場合の決定を含む。
- 3 令和2年度においては、条例第19条の規定による訂正請求はなかった。
- 4 令和2年度においては、条例第22条の規定による利用停止請求は1件あった。
- 5 令和2年度においては、条例第30条第1項の規定による取扱いの是正の申出は2件あった。

2 不服申立ての状況等

(1) 不服申立ての件数

単位：件

区 分	件 数
前年度からの繰越し A	57
新規申立て B	5
年度中終了 C	0
次年度への繰越し (A + B - C)	62

(2) 令和2年度における処理の状況 ((1)のCの内訳)

単位：件

却 下	棄 却	一部認容	認 容	取下げ	計
0	0	0	0	0	0



3 簡易開示の状況

単位：件

実 施 機 関	件 数
知 事	34
教 育 委 員 会	10,114
人 事 委 員 会	316
京 都 府 公 立 大 学 法 人	445
警 察 本 部 長	30
合 計	10,939

4 事業者に対する指導状況

単位：件

区 分	件 数
説 明 又 は 資 料 提 出 の 要 請	0
取 扱 是 正 勸 告	0
事 実 の 公 表	0



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和3年12月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
ゴダイ株式会社  
姫路市綿町104番地 スクエアビル2F  
代表取締役 浦上 卓也
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ゴダイドラッグ岩滝店  
与謝郡与謝野町字男山142の1
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
ゴダイ株式会社  
姫路市綿町104番地 スクエアビル2F  
代表取締役 浦上 卓也

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日  
令和4年8月14日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,295平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項（アからエまでの位置については、縦覧に供する書類に示すとおり）
  - ア 駐車場の収容台数  
58台
  - イ 駐輪場の収容台数  
6台
  - ウ 荷さばき施設の面積  
24平方メートル
  - エ 廃棄物等の保管施設の容量  
9立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項（ウの位置については、縦覧に供する書類に示すとおり）
  - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時  
閉店時刻 午前0時
  - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午前0時30分まで
  - ウ 駐車場の自動車の出入口の数  
3箇所
  - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことがで



きる時間帯

午前6時から午前8時30分まで

2 届出年月日

令和3年12月13日

3 縦覧場所

京都府丹後広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

4 縦覧期間

令和3年12月28日から令和4年4月28日まで

5 意見書の提出先

京都府丹後広域振興局農林商工部農商工連携・推進課



京都市洛東土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和3年12月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
京都市山科区小山松原畑町17	岩 田 始 治
〃 伏見区醍醐御陵西裏町12	岩 田 一 男
〃 山科区大宅甲ノ辻町59	河 村 博 之
〃 〃 東野中井ノ上町16の11	小 山 修 司
〃 〃 音羽珍事町100	井 口 徳 己
〃 〃 大宅中小路町17の2	澤野井 福 重
〃 〃 小野御所ノ内町40の1	廣 田 満
〃 伏見区醍醐御陵東裏町44	高 安 憲 司

(2) 監事

住 所	氏 名
京都市山科区音羽稲芝11の1	本 田 修 造
〃 〃 大宅五反畑町43	林 智 之
〃 〃 勧修寺縄手町13	中 野 良 治
〃 〃 勧修寺柴山8の107	人 見 喜 一 郎

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
京都市山科区大宅古海道町33	山 本 隆 司
〃 伏見区醍醐御陵東裏町1	佐 溝 洋 至
〃 山科区小山松原畑町17	岩 田 始 治
〃 〃 音羽珍事町80	荒 川 康 男
〃 〃 大宅辻脇町2	澤野井 利 夫
〃 〃 大塚中溝86	中 村 美 津 夫
〃 〃 小野御所ノ内町30の2	寺 本 聡
〃 伏見区醍醐御陵西裏町12	岩 田 一 男

(2) 監事

住 所	氏 名
京都市山科区音羽稲芝11の1	本 田 修 造
〃 〃 大宅甲ノ辻町59	河 村 博 之
〃 〃 小野御所ノ内町45	寺 本 敏 雄
〃 伏見区醍醐片山町1	高 安 伸 明



美豆土地改良区の役員の退任に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり退任した役員の氏名及び住所の届出があった。

令和3年12月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

退任役員（理事）

住 所	氏 名
京都市伏見区淀美豆町529	山野内 幸 雄
〃 〃 〃 186	吉 岡 和 雄



森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知をする相手方の所在が不分明のため、同法第189条の規定により、その通知の内容を京丹波町役場に掲示し、その要旨を次のとおり公告する。

令和3年12月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 通知の相手方の登記簿記載の住所及び氏名  
神戸市灘区浜田町四丁目2番6号  
安井 俊雄  
宇治市小倉町南浦30番地の22  
林 誠  
船井郡須知町字安井50番戸  
林 卓
- 2 通知の要旨
  - (1) 農林水産大臣が、保安林の指定施業要件を変更したこと。
  - (2) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、指定された目的及び指定施業要件については、令和3年農林水産省告示第1923号による。



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和3年12月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
宇治市小倉町久保117の1、117の3  
（関連区域）  
宇治市小倉町久保117の2、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称  
宇佐市大字下乙女449の9  
F・K・Sカンパニー株式会社

教 育 委 員 会

京都府教育委員会教育長訓令第5号

本 府 立 学 校  
地 方 機 関  
府 立 学 校  
京都府総合教育センター  
京 都 府 立 図 書 館  
京 都 府 立 郷 土 資 料 館

京都府教育委員会地方機関等処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年12月28日

京都府教育委員会  
教育長 橋 本 幸 三

京都府教育委員会地方機関等処務規程等の一部を改正する訓令

（京都府教育委員会地方機関等処務規程の一部改正）

第1条 京都府教育委員会地方機関等処務規程（昭和34年京都府教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1特別休暇(8)の項中「医師」を「医療機関が実施する説明会並びに医師」に、「又は」を「及び」に、「6日」を「6日（体外受精又は顕微授精を受ける場合にあつては、10日）」に改める。

（京都府教育庁職員服務規程の一部改正）

第2条 京都府教育庁職員服務規程（昭和53年京都府教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表特別休暇(8)の項中「医師」を「医療機関が実施する説明会並びに医師」に、「又は」を「及び」に、「6日」を「6日（体外受精又は顕微授精を受ける場合にあつては、10日）」に改める。

（京都府立学校職員服務規程の一部改正）

第3条 京都府立学校職員服務規程（平成2年京都府教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表(8)の項中「医師」を「医療機関が実施する説明会並びに医師」に、「又は」を「及び」に、「6日」を「6日（体外受精又は顕微授精を受ける場合にあっては、10日）」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。



京都府教育委員会教育長告示第11号

落札者を次のとおり決定した。

令和3年12月28日

京都府教育委員会  
教育長 橋 本 幸 三

- 1 業務の名称  
府立学校における貸出用端末設計設定等業務
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
京都府教育庁指導部ICT教育推進課

京都市下京区中堂寺命婦町1丁目10番地 京都産業  
大学むすびわざ館内（4階）

- 3 落札決定日  
令和3年12月3日
- 4 落札者の名称及び所在地  
S B C & S株式会社  
東京都港区海岸1-7-1 東京ポートシティ竹芝  
オフィスタワー
- 5 落札金額  
143,903,100円
- 6 契約の方法  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
令和3年10月22日

---

## 人 事 委 員 会

---

職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月28日  
京都府人事委員会  
委員長 田 原 博 明

### 京都府人事委員会規則106—805

#### 職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与、勤務時間等に関する規則（京都府人事委員会規則6—2）の一部を次のように改正する。

別表第16の8の項中「6日」の右に「（体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療を受ける場合にあつては、10日）」を加える。

#### 附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。